

## 海老名市内部統制に関する基本方針

海老名市は、令和2年4月からスタートした「えびな未来創造プラン2020」において、10年後のめざす姿として「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を掲げております。この実現のためには、内部統制の一層の充実に取り組み、限りある行政資源を最大限に活用して、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的に提供していくことができる体制作りが不可欠です。

内部統制を強力に推進することにより、以下の4つの目的を達成し、持続可能な行政運営を確保し、市民から信頼される市政を実現するため、次のとおり「海老名市内部統制に関する基本方針」を定めます。

### 1 内部統制の目的

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の達成度及び資源の合理的な利用度を測定・評価し、リスクに適切な対応を図る体制を設け、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行することで、業務の効率的かつ効果的な遂行を確保します。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務等に関わる業務が、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることのないよう、必要な体制を整備し、運用することにより、財務に係る情報の信頼性を確保します。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関連する法令その他の規範を遵守するため、職員一人ひとりが根拠法令等を理解し、適合した業務の執行を確保します。

#### (4) 資産の保全

有形又は無形の資産が適正に取得、使用及び処分されるよう手続きの適正化を図り、資産の適切な保全を確保します。

### 2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務

### 3 内部統制の評価等

内部統制の整備及び運用の状況について評価を行い、健全な行政運営に努めます。また、当該評価の結果に基づき、必要に応じて内部統制の見直しを実施します。

令和6年4月1日

海老名市長 内野 優